

深川市育児休業取得支援助成金制度

深川市では、「育児休業取得支援助成金制度」を運用しています。

この制度は、常時雇用する労働者及び期間雇用者が、出産・育児を経ても職場に復帰できるよう

「仕事」と「家庭」の両立を支援するため、育児休業取得を推進する事業者に対し“30万円”

の助成金を支給する制度です。（令和元年度より2回目以降の申請も30万円の支給。）

支給要件等は以下のとおりとなっておりますので、申請期限にご注意のうえご利用ください。

■支給要件

【就業者】

1. 育児休業から職場復帰をしたこと。
2. 6か月以上継続雇用されたのち、育児休業を合計3か月以上取得したこと。
※産後休業をした期間があり、かつ産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合は、産後休業を含め合計3か月以上取得した場合も支給要件に該当します。
3. 復帰後1か月以上継続雇用されていること。
4. 雇用保険の被保険者であること。

【事業者】

1. 就業規則または労働協約に育児休業に関する事項を規定していること。
2. 常時雇用の従業員が企業全体で100人以下であること。
3. 深川市内に本社がある、または助成金対象就業者の勤務先が市内の事業所・事務所であること。
4. 市税の滞納や過去に重大な法令違反がないこと。
5. 雇用保険適用の事業者であること。

■申請書類等 ※下記書類以外にも必要な場合があります。

1. 助成金対象休業者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
2. 育児休業を取得したことが確認できる書類および職場復帰をして1か月以上継続して雇用されていることが確認できる書類でつぎのもの
◎育児休業取得申出書（写）
◎母子健康手帳等、子の出生を確認できる書類（写）
◎育児休業期間および休業明け1か月以上の出勤簿等・賃金台帳（写）
3. 育児休業に関する事項を規定した就業規則または労働協約（写）
4. 事業者の市税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
5. 深川市育児休業取得支援助成金交付申請書（様式は、深川市のホームページからダウンロードしていただくか、市商工労働観光課内にもございます。）

■申請の期限

1. 要件を満たした日から2か月以内の申請ですのでご注意ください。
（例）要件該当日が令和6年6月10日 → 令和6年8月9日まで申請のこと

■その他

1. この助成金を受けた事業者は、事業者名を一般に公表します。
2. この助成金は、1人の子につき、1企業1回限りとします。

◎お問合わせ先 深川市役所 商工労働観光課 商工労政係
電話：(0164) 26-2264 FAX：(0164) 22-8134
ホームページアドレス <http://www.city.fukagawa.lg.jp>